

地区計画等の区域内における行為の届出書について

【届出書の手続】

①届出期間

工事着手の30日前まで

なお、建築確認申請を伴う場合は、確認申請前に手続を行ってください。

②届出場所

米原市まち整備部都市計画課（米原市役所本庁舎3階）

③提出部数

2部提出してください。

【届出が必要な行為と添付図書】

地区計画区域内で行われる行為により、次の図面を添付してください。

また、図面には「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内に適合している状況を明記してください。

届出が必要な行為	添付図書
土地の区画形質の変更	<u>位置図</u> 、 <u>設計図</u> 、委任状（※4）
建築物の新築、増築、改築、移転（※1）	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、委任状（※4）
工作物の建設	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、委任状（※4）
建築物等の用途の変更（※2）	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、委任状（※4）
建築物等の形態又は意匠の変更（※3）	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>立面図</u> 、委任状（※4）

《備考》

※1：確認申請を伴わない増築等も含まれます。

※2：「地区整備計画」で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

※3：「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

※4：委任された設計者等の連絡先を記入してください。

_____で示された図書は、法律により添付することが定められています。また、立面図は2面以上必要です。

【届出が不要な行為】

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定められたものは届出が不要です。

例) 仮設建築物の建築、小規模な屋外広告物（高さ3m以下かつ表示面積1㎡以下）等

【問合せ先】

米原市役所 まち整備部 都市計画課

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市役所本庁舎 3階

電話：0749-53-5144 FAX：0749-53-5138

地区計画の区域内における行為の届出 手続フローチャート

